

仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に当たっての主要な課題等について

以下は、改定計画に盛り込むべき事項として、審議会でのこれまでの議論等を踏まえ、審議いただく材料として、主要な課題等について整理を試みたものです。

1. 計画の位置づけについて

【整理の考え方】

現行計画と同様とするが、仙台市環境基本計画等の同時に改定を行う他計画との整合性を図るため、状況等報告や本審議会の議論の伝達、計画間の調整等が必要。

(1) 計画の本旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理計画として、生活環境の保全を前提とした循環型社会の構築に係る施策の基本的な方向性を定める。

(2) 他の計画に対する位置づけ

仙台市環境基本計画の部門別計画として、本市の一般廃棄物（ごみ）処理施策に係る基本的な考え方や方向性について定めている計画である。

市が実施する一般廃棄物（ごみ）処理に関する施策は、本計画の基本的な考え方や方向性に沿って展開するものとし、本計画を根拠に、新たに計画を策定等し、具体的・個別的な取り組みを進める必要があると考えられる。

2. 計画の役割・性格について

【整理の考え方】

現行計画と概ね同一とするが、循環型社会の構築を一層推進し、かつ、低炭素社会及び自然共生社会の構築との統合的な取り組みを推進することにより、環境負荷の一層の低減を図る一般廃棄物（ごみ）処理施策を推進する必要。

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理施策に係る基本的方向性を示す。
- (2) これまで進めてきたごみ減量・リサイクル推進施策を徹底し、更なる施策を展開する。
- (3) ごみ減量・リサイクル推進施策と低炭素社会等の構築との統合的な取り組みを推進する。
- (4) 次の世代へ杜の都の優れた環境を引き継ぐため、環境への負荷を低減する施策を推進する。

3. 計画の期間について

【整理の考え方】

計画期間の途中で、必要に応じて、中間評価を行う。具体的な時期等は、社会情勢の変化や今後の施策の実施状況等を踏まえた検討が必要。

- (1) 計画期間は、平成 23 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 10 年間とする。
- (2) 今後、社会情勢の変化及び科学技術の進歩、並びに今後の施策の実施状況等を踏まえ、本計画を見直すことが必要と考えられる場合は、適切に対応する。

4. 計画の直面する課題（計画改定の背景認識）について

【整理の考え方】

- 現行計画の成果を総括する必要。
- 一般廃棄物（ごみ）処理施策に係る「現状と課題」と対応する「検討すべき方向性」について、体系的に整理し、本計画改定を取り巻く背景を明確化することが必要。

- (1) 現行計画期間中の成果
一人一日当たりのごみ排出量等の現行計画の基本目標については、全て達成する見込みで、市民・事業者・行政によるごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが着実に進展している。なお、平成 22 年度当初に現行計画の総括を行う予定である。
- (2) 新たに対処すべき課題等：ごみの適正処理・循環型社会の構築から持続可能な社会の構築へ
 - 持続可能な社会の構築のために、循環型社会の構築、低炭素社会及び自然共生社会の構築との統合的な取り組みが求められている。
 - これまでのごみ減量・リサイクル推進施策の徹底と生活環境を保全するごみの適正処理を前提としつつ、循環型社会・低炭素社会の構築を基盤とした更なるごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが求められている。また、循環型社会・低炭素社会の構築を基盤としたごみ処理体制・ごみ処理施設の整備が求められている。

5. 将来の方向性について

【整理の考え方】

- 持続可能な社会の構築のため、改定計画の期間の枠を超えた中長期的視点を掲げ、本市のごみ減量・リサイクル推進施策の方向性及び目指すべきごみ処理体制のあり方を明確化する必要。
- 杜の都に相応しい将来の方向性を表現するものとする。

（考えられる将来の方向性）

- 天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する都市
- 市民・事業者・行政が手を携えた地域資源循環都市
- 市民・事業者が環境配慮行動に率先して取り組む都市

6. 改定計画の方向性について

【整理の考え方】

将来の方向性（中長期的視点）を踏まえ、改定計画の期間内に達成すべき方向性（基本理念）を明確化する必要。

（考えられる改定計画の方向性）

- 環境負荷の低減
- 持続可能な先進的な循環型社会の構築
- 市民・事業者・行政の連携による循環型社会・低炭素社会の構築
- 低炭素・低コストを両立した循環型社会の構築

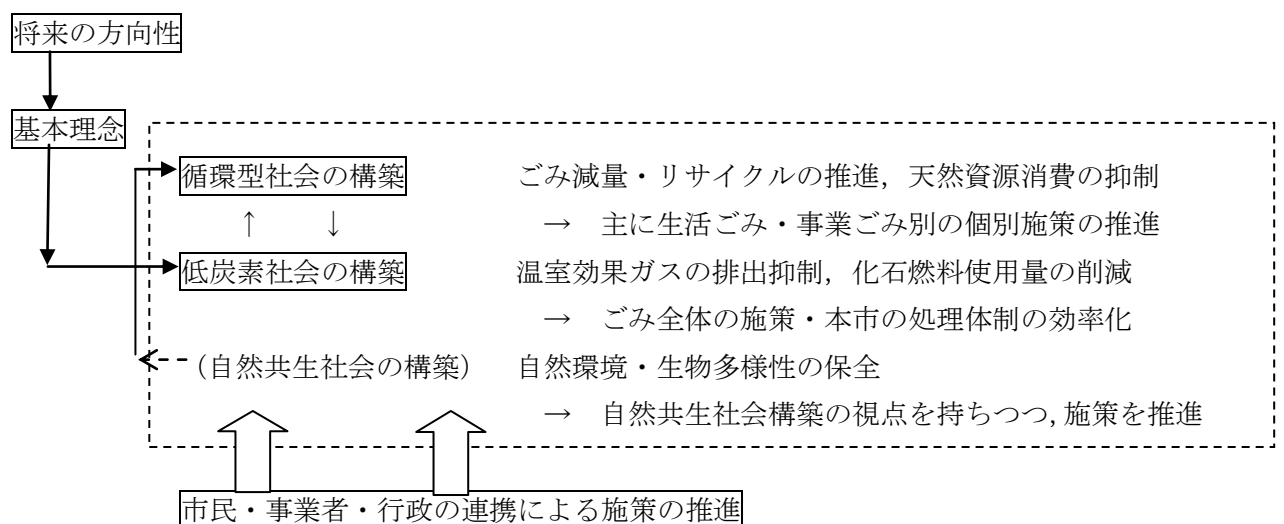
7. 施策体系について

【整理の考え方】

- 一般廃棄物（ごみ）処理施策については、自然共生社会の構築の視点を持ち、「循環型社会の構築」、「低炭素社会の構築」の2分野を基本として組み立てを検討することが必要。
- 2分野の取り組みの促進に係る施策として、「市民・事業者・行政の連携による施策の推進」を加えた検討が必要。

[参考]

平成 21 年度第 1 回仙台市廃棄物対策審議会 資料 4 【改定計画の体系（案）】



8. 改定計画の基本目標について

【整理の考え方】

平成 22 年度当初に行う現行計画の総括，並びに直面する課題及び改定計画の方向性等の審議を踏まえ，必要となる目標項目や数値目標・指標について絞り込みを行う必要。

(考えられる基本目標)

- 市民一人一日当たりの家庭ごみ・事業ごみ排出量
- 家庭ごみ・事業ごみのリサイクル率
- 焼却処理量
- 温室効果ガス排出量
- 家庭ごみ・事業ごみ中のリサイクルできる紙類の組成値

9. 改定計画の進行管理と施策の推進について

【整理の考え方】

廃棄物対策審議会等による施策の評価・検証による計画の進捗状況の管理・公表を行うとともに，市民・事業者の意識の把握に努め，一般廃棄物（ごみ）処理施策・制度の定期的・継続的見直しに資する必要。